

南伊勢町地方創生総合戦略の今後の方針について

令和 7 年 1 月

1. 国の状況

国は、現行の第 1 期まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和元年度末で終了を迎えることから、令和 2 年度を初年度とする 5 か年の第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和元年 12 月に閣議決定し、引き続き国を上げて地方創生に取り組むことを示した。

更に、令和 4 年度に国がこれまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「国総合戦略」という。）を策定している。

また、地方版総合戦略の策定にあたっては、地方自治体に対しては、現行の地方版総合戦略の期間が終了した後も、新たな地方版総合戦略を策定し、地方創生の充実・強化に向け切れ目なく取り組むことを求めている。

なお、内閣に設置された「新しい地方経済・生活環境創生本部」のもと、令和 6 年 12 月 24 日に「地方創生 2.0 の『基本的な考え方』」が示されたところであり、「来年夏（注）に、今後 10 年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる。」としているところである。

（注）令和 7 年夏

2. 南伊勢町の状況

現行の第 3 期南伊勢町地方創生総合戦略は、令和 5 年 3 月に策定した第 4 次南伊勢町総合計画と一体性を持たして策定した計画であり、総合計画の前期計画が終了する令和 7 年度末で終了を迎える。

一方、第 4 次南伊勢町総合計画は、前期基本計画の期間満了に伴う見直しを令和 7 年度後半に行い、令和 8 年度から後期基本計画をスタートさせる予定としている。

第 4 期南伊勢町総合戦略の策定にあたっては、国の総合戦略の改定や地方創生 2.0 の動きを勘案するとともに、町の基本的計画と可能な限り内容を合わせることが望ましいことから前期基本計画と同様に一体性を持たせて整備し、南伊勢町総合計画（後期基本計画）の内容と整合を図る必要がある。

なお、切れ目なく地方創生の取組みを進めることを前提に、地方版総合戦略の期間は必ずしも国と同一に設定する必要はない等、地方自治体の実情に合わせた策定が容認されている。

また、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく地域再生計画のもと企業版ふるさと納税をはじめとする国の支援措置を受けることができるが、地域再生計画は地方版総合戦略と整合性を持たせ策定する必要がある。

現在、南伊勢町において策定している地域再生計画としては、第 3 期南伊勢町総合戦略と整合性を持たせた南伊勢町地方創生総合戦略推進計画があるが、今後進める南伊勢町総合計画の見直しを踏まえた第 4 期南伊勢町総合戦略の策定期間や計画期間を踏まえ、地域再生計画も変更し、切れ目なく事業を推進していく必要がある。

3. 今後の方針

基本方針

本町の状況を踏まえ、切れ目なく地方創生に取り組むため第 3 期南伊勢町総合戦略の計画期間を令和 8 年度まで 1 年間延長したうえで、令和 8 年度に第 4 期南伊勢町総合戦略を策定し、令和 9 年度以降、新たな総合戦略にもとづき取り組みを進める。

個別方針

① 第 3 期南伊勢町総合戦略の改訂（延長）

- ・計画期間を 1 年間延長し令和 8 年度までとする。計画内容は変更しない。
- ・重要業績評価指標（K P I）は、現行の令和 7 年度の目標値を据え置き、目標年度を計画の終期にあわせて令和 8 年度と読み替える。
- ・計画の延長期間中における施策の実施にあたっては、必要に応じて南伊勢町総合計画後期基本計画及び国・県の総合戦略を参照し、取り組み内容の整合を図る。

② 第 4 期南伊勢町総合戦略の策定

- ・策定にあたっては、国・県の総合戦略を勘案するとともに、第 4 次南伊勢町総合計画（後期基本計画）と整合を図る。
- ・計画期間は、令和 9 年度（予定）から令和 12 年度までとする。
- ・「南伊勢町人口ビジョン」については、第 4 期総合戦略の策定にあわせて検証し、必要に応じて見直し等を行う。

③ 地域再生計画との整合

- ・現在の地域再生計画（南伊勢町地方創生総合戦略推進計画）の計画期間を 2 年延長する方向で申請を進める。
- ・令和 8 年度に第 4 期南伊勢町総合戦略と整合を図る形で計画期間の延長を含む地域再生計画の変更を進める。

●計画期間

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
(国)総合戦略									
南伊勢町 総合計画	基本構想 8 年								第 5 次 総合計画
	前期計画4年								
				策定⇒	後期計画4年				
南伊勢町 総合戦略	策定⇒	第 3 期総合戦略計画			→延長				
				策定⇒	策定⇒	第 3 期総合戦略計画			
地域再生計画 (南伊勢町地方 創生総合戦略 推進計画)	地域再生計画	地域再生計画	→延長 →延長		変更⇒	地域再生計画			

4. 今後のスケジュール

令和 6 年度

令和 7 年 1 月 第 3 期総合戦略の改訂（期間延長：令和 8 年度まで）

令和 7 年度

第 4 次南伊勢町総合計画（後期基本計画）及び第 4 期総合戦略（案）の検討

～ 令和 8 年度

第 4 次南伊勢町総合計画（後期基本計画）の策定

第 4 期総合戦略の策定

企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の変更申請

地域再生計画の認定

令和 9 年度～

第 4 期総合戦略及び変更後の地域再生計画をもとにした事業の実施